

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

例 規 集

平成15年12月1日 現在

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約	3
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会幹事会設置規定	5
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局規程	7
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会財務規程	11
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程	15
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議運営規程	17
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会委員等の 公務災害補償等に関する規程	19
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会新町将来構想・ 建設計画審議会設置規程	20
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会専門部会設置要領	22
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会分科会設置要領	24
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議傍聴に関する要綱	26

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約

(設置)

第1条 千畑町、六郷町、仙南村(以下「3町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3町村の合併に関する協議
- (2) 3町村の合併に伴う新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県仙北郡仙南村飯詰字北中島35番地1仙南村役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町村の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 3町村の長
- (2) 3町村の議会の議長
- (3) 3町村の議会が選出する議員各2名以内
- (4) 3町村の長が協議して定めた識見を有する者10名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき案件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

3 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて3町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(審議会)

第12条 協議会の担当事務の一部について調査、審議等を行うため協議会に審議会を置くことができる。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、3町村で均等に負担する。

(財務)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納は、3町村の収入役に委嘱して監査する。この場合において、収入役は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年2月28日から施行する。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第1項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関する協議又は調整
- (2) 第7条に規定する専門部会の活動の進行管理等
- (3) 前2号に規定するもののほか、千畑町、六郷町、仙南村(以下「3町村」という。)の合併に関し必要な事項についての協議又は調整

(幹事)

第2条 幹事は、別表に掲げる職にある者並びに第7条に規定する専門部会の部会長をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、3町村の助役が協議し、前条の規定に基づき幹事となるべき者の中から、これを選任する。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係職員等の出席)

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名				
千 畑 町	助 役	収 入 役	教 育 長	総務課長	企画課長
六 郷 町	助 役	収 入 役	教 育 長	総務課長	企画課長
仙 南 村	助 役	収 入 役	教 育 長	総務課長	企画課長

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びまちづくり班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整

3 班長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (2) 分掌する事務の管理

4 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (3) 各町村との連絡調整に関すること。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。

(5) 職員の出張命令等に関する事。

(6) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第 9 条 協議会及び審議会の公印の名称、刻印文字の内容、寸法、書体、用途及び個数は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 10 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、事務所の所在する町村の例による。

(給与等)

第 11 条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町村の負担とする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び予算執行に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会に関すること。 4 合併に係わる資料の編纂に関すること。 5 一部事務組合に関すること。 6 国、秋田県との連絡調整に関すること。 7 特別職の事務引継ぎに関すること。 8 協議会だよりに関すること。 9 合併記念式典に関すること。 10 新町の組織体制に関すること。 11 新町の職員の配置に関すること。 12 新町の職員の服務に関すること。 13 新町の職員の給与等に関すること。 14 新町の電算システム等の調整に関すること。 15 新町のホームページに関すること。
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町の条例・規則に関すること。 2 新町の事務調整に関すること。 3 事務引継ぎに関すること。 4 公共的団体に関すること。 5 新町の文書管理に関すること。 6 合併前の文書に関すること。
まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町の予算に関すること。 2 新町の主要施策・事業に関すること。 3 新町の建設計画等に関すること。 4 新町の基金に関すること。 5 庁舎改修等に関すること。 6 新町の物品調達等に関すること。 7 施設銘版等に関すること。 8 財産の引継ぎ等に関すること。

別表第2（第9条関係）

1. 名称	千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会長印	千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会事務局長印	審議会長印
2. 刻印文字 の内容	千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会長印	千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会事務局長印	審議会長印
3. 寸法	24 mm × 24 mm	24 mm × 24 mm	21 mm × 21 mm
4. 書体	てん書体	てん書体	てん書体
5. 用途	会長名をもってする文 書	事務局長名をもってする 文書	審議会長名をもっ てする文書
6. 個数	1	1	1

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第16条の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第15条の規定に基づく各町村の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものと

する。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年2月28日から施行する。

2 第2条第2項に規定する予算は、協議会が設置された平成14年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し承認を得るものとする。

別表第1（第4条関係）歳入予算の款及び項の区分

款	項	（参考 目の区分）
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による。
2 県補助金	1 県補助金	
3 繰越金	1 繰越金	
4 諸収入	1 預金利子	
	2 雑入	

別表2（第4条関係）歳出予算の款及び項の区分

款	項	（参考 目の区分）
1 運営費	1 事務費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用する。
2 事業費	1 会議費	
	2 事業費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料1 財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内容	事項区分	備考
1	第5条	預金預入金融機関	別に定める	別紙資料2のとおり
2	第6条第1項	協議会出納員	別に定める	別紙資料2のとおり
3	第9条第1項	収入支出の手続き様式	別に定める様式	別紙資料2のとおり
4	第9条第2項	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	別紙資料2のとおり

別紙資料 2

1. 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会の現金預入金融機関について(第5条関係)
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

事務所所在町村の指定金融機関

2. 会長が命ずる協議会出納員について(第6条第1項関係)
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。

記

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

3. 収入及び支出の手続きについて(第9条第1項関係)
収入及び支出の手続き様式については、各町村の例により協議調整し別途様式を事務局で定める。
4. 出納管理を行うその他必要な帳簿について(第9条第2項第2号関係)
出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳の外必要に応じ事務局で定める。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額6,000円とする。ただし、各町村長、助役、収入役及び地方公共団体の一般職については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために千畑町、六郷町、仙南村以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、事務所所在町村の例により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実 費	実費	実 費	実費	2,800 円	14,200 円	2,800 円

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1)開催日時及び場所

(2)出席委員等の氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長の町村の例により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 2 月 2 8 日から施行する。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会委員等の公務災害補償等
に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千畑町・六郷町・仙南村協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の公務災害補償等について、必要な事項を定めるものとする。

(制度の適用)

第2条 協議会委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、秋田県市町村総合事務組合の制度〔秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第35号）〕を適用するものとする。

(事務)

第3条 第2条による委員の公務災害補償事務は、それぞれの所属する町村において執行するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条により協議会委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、3町村が均等に負担するものとする。

(適用除外)

第5条 千畑町、六郷町、仙南村その他の地方公共団体の常勤の行政職の職員にあつては、それぞれの身分に基づき、それぞれの町村の制度により公務災害補償の適用を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会新町将来構想・建設計画
審議会設置規程

(設置)

第1条 千畑町・六郷町・仙南村(以下「3町村」という。)の合併後の新町将来構想案及び新町建設計画案(以下「建設計画等案」という。)を審議するため、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(以下「協議会」という。)の付属機関として新町将来構想・建設計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、協議会より諮問された建設計画等案を審議し、答申を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 3町村の議会議員それぞれ3名

(2) 識見を有する者10名

2 前項の委員は、協議会の会長及び副会長が協議のうえ、協議会の会長が委嘱する。

3 委員が、委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(役員)

第4条 審議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱の後最初に行われる審議会は協議会の会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の傍聴)

第7条 審議会の会議の傍聴については、協議会会議の傍聴の例による。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第9条 会長は、審議会における審議の経過及び結果について、協議会に報告又は答申するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 審議会に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年2月28日から施行する。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会幹事会設置規程第7条の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の依頼を受け、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長の要請により、又は必要に応じ部会長が招集するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議等の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会委員

専門部会名	関係所管課室等			構成委員
	千 畑 町	六 郷 町	仙 南 村	
総務部会	総務課	総務課	総務課	課長相当職にある者
	企画課	企画課	企画課	課長相当職にある者
	税務課	税務課	税務課	課長相当職にある者
	出納室	収入役室	出納室	室長相当職にある者
	議会事務局	議会事務局	議会事務局	事務局長相当職にある者
民生部会	町民生活課	町民生活課	住民課	課長相当職にある者
	福祉保健課	福祉保健課	福祉保健課	課長相当職にある者
産業建設部会	農政課	農政課	農政課	課長相当職にある者
	建設課	建設課	建設課	課長相当職にある者
	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	事務局長相当職にある者
文教部会	学務課	学務課	教育委員会 事務局	課長相当職にある者、 仙南村にあっては教育
	生涯学習課	社会教育課		
	幼児教育課	福祉保健課	国体準備室 子育て支援センター	次長、室長、センター 長の職にあるもの。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局規程第2条第1項第2号に規定する協議資料の作成のため、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、事務局長の要請により、又は必要に応じて分科会長が招集するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議等の経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年2月28日から施行する。

別表（第3条関係）分科会委員

専門部会名	分科会名	構成委員
総務部会	総務分科会	総務担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	企画分科会	企画担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	税務分科会	税務担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	出納分科会	出納担当室の室長補佐、係長相当職にある者
	議会事務局分科会	議会事務局の局長補佐、係長相当職にある者
	監査委員事務局分科会	監査委員会事務局担当課(室)の課(室)長補佐、係長相当職にある者
民生部会	住民分科会	住民担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	福祉保健分科会	福祉保健担当課の課長補佐、係長相当職にある者
産業建設部会	農政分科会	農政担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	農道分科会	農道担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	建設分科会	建設担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	上下水道分科会	上下水道担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	農業委員会事務局分科会	農業委員会事務局の局長補佐、係長相当職にある者
文教部会	学務分科会	学務担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	社会教育分科会	社会教育担当課の課長補佐、係長相当職にある者
	幼稚園・保育園分科会	幼稚園の課長補佐、保育園の園長補佐、係長相当職にある者
	保健体育分科会	保健体育担当課の課長補佐、係長相当職にある者

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会の事務局において、傍聴人受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月28日から施行する。